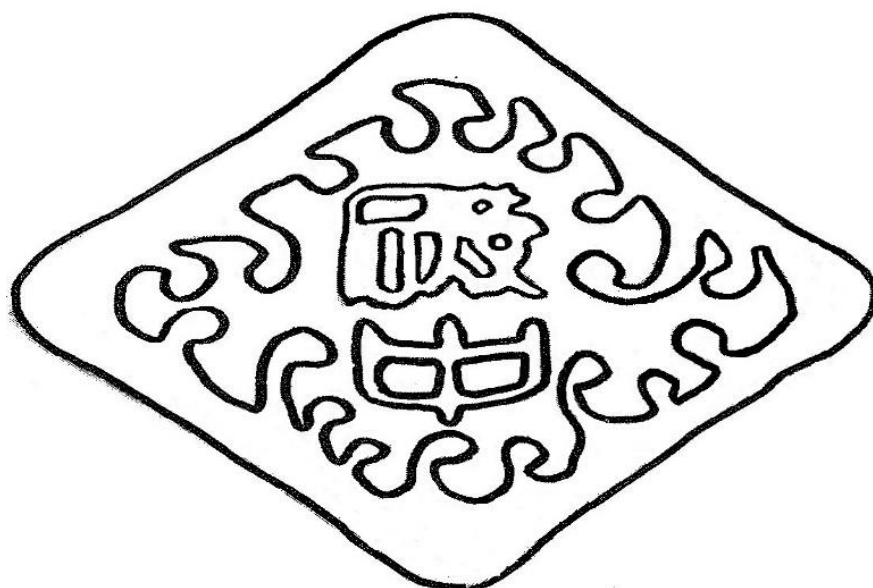


大磯町立大磯中学校における いじめ防止基本方針



大磯町立大磯中学校

平成 26 年 3 月

(令和 7 年 4 月改定)

〈目 次〉

I	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
1	大磯中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢	1
2	いじめの防止等に関する内容	2
	(1) いじめの未然防止のための取り組み	
	(2) いじめの早期発見のための取り組み	
	(3) いじめの早期解決のための取り組み	
II	基本的施策・措置	3
1	大磯中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	3
2	重大事態への対応	4
	(1) いじめ調査委員会の構成	
	(2) いじめ調査委員会の活動内容	
3	いじめの解消	4
4	大磯中学校と家庭の連携	5
5	大磯中学校におけるいじめ防止基本方針に基づく取り組みの評価	5

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 大磯中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。大磯中学校では「生徒に対して、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を「いじめ」としてとらえます。

そこで、大磯中学校では、いじめの行為やいじめを認識しながら放置することが無いようにし、すべての生徒が安心して学習や諸活動に取り組むことができるように、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めます。

教職員は学校のいじめについて組織として一貫した対応に努めます。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めることが大切です。

大磯中学校では、いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合うこと」を育みます。また、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取り組みを行うとともに、家庭や関係機関と連携します。

（１）いじめの未然防止のための取り組み

- 「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全職員がいじめについて校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- すべての教育活動を通じて、生徒の豊かな情操と道徳心を培います。
- 生徒会活動等を通して、生徒が自主的にいじめについて考え、活動する支援を行います。
- 生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせる行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 講演会などを通して、人権について考える場を設定し、人権教育の充実に努めます。また、インターネット上のいじめを防止するため、教科の授業や情報モラル教育を推進します。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係

者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から生徒の言動を注視するとともに、生徒との良好な信頼関係の構築に努めます。
- いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査等を次のとおり実施します。

定期的な調査名	実施する時期
学校生活を振り返って (生徒対象いじめアンケート調査)	年間3回(5月、9月、1月)
教育相談と個人面談 (学級担任による生徒からの聴き取り調査)	年間3回(7月、12月、3月)
年度初め、長期休業明け相談週間 ※9月は生徒の希望する教職員による聴き取り調査	年間3回(4月、9月、1月)

- 生徒及び保護者が、いじめについての相談を行うことができるように、スクールカウンセラーや心の教室相談員を活用し、いじめ相談窓口相談・通報があった事案は迅速に情報共有に努めます。
- 毎週一回、全教職員に生徒指導関係連絡ファイルを回覧し、生徒理解と実体把握に努めます。
- いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等についての教職員の資質向上を図ります。
- 生徒の些細な変化に気づき、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわかる時間を多くするように努めます。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、毅然とした姿勢で指導し、すぐにいじめをやめさせます。(いじめに対する初期対応)
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめについての相談を受けた場合は、速やかに事実の確認をします。その際には、関係生徒、教職員、保護者も含め、多方面から詳細について情報を収集し、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いには十分注意を払います。
- 相談を受けた教職員が一人で情報を抱え込むことがないよう、チームで組織的に対応します。

○ 当該生徒だけでなく、いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。また、はやしたてたり、同調したりしている生徒に対して、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させます。

○ いじめを受けた生徒といじめを行った生徒および双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

○ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、大磯町教育委員会及び大磯警察署等と連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、大磯警察署に連絡し、適切に援助を求めます。

○ いじめを受けた生徒や、行った生徒の立ち直りを支援するため、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得るようにします。

○ インターネット上のいじめへの対応については、発信された情報が急速に広がってしまう危険性があることから、特に迅速な対応を行います。

Ⅱ 基本的施策・措置

1 大磯中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、大磯中学校内にいじめ防止等の対策のための組織を以下の通り常設します。

	生徒支援会議 (連携会議)	いじめ防止・対策委員会 (22 条会議)
目的 要件	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対応等に関する措置を実効的に行うため、毎週 1 回開催する。	いじめに関する相談・通報があった場合には、会議を緊急に開催し、緊急支援を行う。また、翌日には緊急支援の経過と今後の対応方法の検討を行う。
構成	【生徒支援（連携会議）チーム】 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談コーディネーター、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー	【いじめ防止・対策チーム】 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、該当学年職員等
主な 活動 内容	●週ごとに起こった事案について情報共有、対応方法の確認 ●いじめの認知と情報収集	●いじめに関する相談、通報への緊急対応 ●いじめ事案への対応方針の検討、決定 ●いじめ防止・対策委員会での緊急支援の経過の確認 ●今後の対応方法の検討

※ 検討事項や事案内容に応じ、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

2 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、大磯町教育委員会を通じて大磯町長に報告し、大磯町教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) いじめ調査委員会の構成

生徒支援会議関係者、大磯町教育委員会指導主事、大磯町スクールカウンセラー、大磯町スクールソーシャルワーカー、他、学校長が必要と認める者

※ 事案内容により構成員については大磯町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) いじめ調査委員会の活動内容

○ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

○ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供、説明

○ 大磯町教育委員会への調査結果報告

○ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

3 いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。大磯中学校では、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒の対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

4 大磯中学校と家庭の連携

- 生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教え、いじめをしない心を育む家庭教育に心がけるとともに、家庭での生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめの未然防止、早期発見に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

5 大磯中学校におけるいじめ防止基本方針に基づく取り組みの評価

大磯中学校におけるいじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込みの防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。